

近年の法人税法の本試験では個別理論問題のみならず応用理論問題の出題が多くされています。その応用理論問題の出来、不出来が合否を左右するといっても過言ではありません。では、この応用理論問題を攻略するためにはどのようにすればいいのでしょうか？

まず、「応用」という言葉は「知識を実際の事例に当てはめて利用すること」と理解されています。暗記した「知識」を「理論問題」という「事例」に当てはめて解答する、これが応用理論です。

つまり、「事例に対しての解答をする。」が必要になってきます。

そこで、本書に収録してある問題の多くは、事例問題としておりますので、今まで暗記した理論をその具体的な事例に当てはめて解答していくに適した教材となっております。

したがって、問題ごとに、「事例に対しての解答をする。」という意識を持ち応用理論の学習に励んで下さい。

本書を利用した受験生の1人でも多くの方が、合格を勝ち取られることを心からお祈りいたします。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

暗記した理論の正しい理解ができているか確認する問題

暗記した理論であっても事例に当てはめられなければ理解ができおらず、暗記した理論が無駄になってしまいます。しかし、闇雲に事例問題ばかり解答していても知識はつきません。まずは、基本的なところから着実に積み上げていくことが重要です。そこで、暗記した理論をこの教材を使用することで正しい理解ができているのかを確認することができます。

Subject.2

穴埋めの問題

ここでは、Subject.1と同様の意図をもって出題しています。しかし、穴埋めの問題は前後の文章が成り立つように解答を考える必要があるため、文章作成能力の向上にも繋がります。

文脈も意識して解答を考えてみよう

次の法人課税信託に関する文章を完成させなさい。

- (1) 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（ をいう。）及び固有資産等（ をいう。）ごとに、それぞれ とみなして、法人税法の規定を適用する。

この場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、その にそれぞれ帰属するものとする。

Subject.3

解答用紙が指定されている問題

ここでは、問題に対する解答の「核」となる部分を身に付けていただきます。解答範囲がどこまで求められているのかを問題からだけではなく解答用紙からも判断させる問題形式です。

問 1

次に掲げる法人に係る納税義務の有無及び課税所得等の範囲について、それぞれの法人ごとに根拠規定に触れつつ簡潔に説明しなさい。ただし、退職年金等積立金の課税に関する規定、法人課税信託に関する規定については触れる必要はない。

- (1) 商品販売を主たる事業とする会社法に規定する内国法人甲株式会社

問 1

(1)について

用紙のスペースも考慮して解答を考えてみよう

Subject.4

幅広い知識力を問う問題

暗記した理論の繋がりを問題を通じて確認することができます。近年の本試験の理論の出題の多くは幅広い知識力を問う問題であるといっても過言ではございません。したがって、本試験での出題実績に基づいた効率的な規定の繋がりを理解することができます。

Point. I

解答上の注意点

① 問題のランク分け

各テーマ別に近年の本試験の出題実績に基づいた問題が数題用意されています。その本試験を考えた上での重要ランクは以下のとおりです。

- ・ A ランク…近年の改正項目であったり、過去の本試験の出題実績が多い理論項目です。さらに近年の試験傾向から出題の可能性が高いと思われる理論項目です。この問題でその内容を確認して下さい。
- ・ B ランク…近年の本試験において既に出題された理論であったり、過去の出題実績が多くはない理論項目です。しかし、その出題実績がない訳ではないので、出題されたときに対応ができなければなりません。ここでその内容を確認して下さい。
- ・ C ランク…理論問題の難易度が高く、また、その理論が特殊な取引でしか活用されないような理論項目です。したがって、余力に応じて確認して下さい。

② 問題演習

問題集の構成は、問題文、解答用紙、その問題に対応する解答となっております。

なお、目次にはチェック欄が設けられていますから、時間を空けながら計画的に繰り返し演習を行って下さい。

③ 模範解答

応用理論の解答は千差万別で、必ずしも模範解答どおりに解答しなければならないというものではありません。試験問題やボリューム等によっても解答の内容は変化するでしょうから、一つの解答例と考えて下さい。

④ その他

応用理論といっても基礎となるのはあくまでも個別理論です。理論テキスト及び理論サブノートで引き続き、各規定のつながりを意識しながら、個別理論の理解を中心として学習に努めて下さい。

⑤ 解答用紙

問題には必ず解答用紙が付いています。繰り返し演習を行うためにも、A 4 版に拡大コピーした上でご使用下さい。

Point.2

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

法改正や書籍の新刊発売予定など、学習に欠かせない情報をWebで確認できます。

ぜひ一度アクセスしてみてください。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

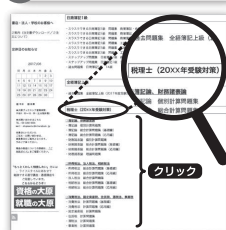
印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。

※一部の教材を除く

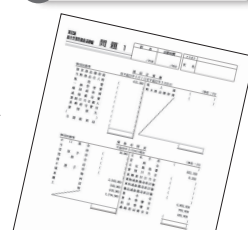
- 1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



- 2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



- 3 印刷



法令等の改正に対応！

改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。

改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

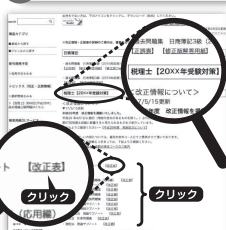
また、細心の注意を払って作成しておりますが、

万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

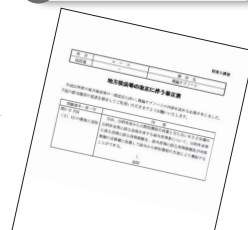
- 1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



- 2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



- 3 印刷できます



テ　　マ	問題番号	ランク	ページ	チェック欄		
総 則 ・ 定 義	1	A	3			
	2	A	9			
	3	C	16			
所得金額の計算	4	A	20			
帰属事業年度	5	A	24			
配 当 金	6	A	31			
資 産	7	A	38			
	8	B	42			
給 与	9	A	47			
営 業 経 費 等	10	A	54			
	11	B	58			
圧 縮 記 帳 等	12	B	63			
	13	A	69			
引当金・準備金	14	A	75			
	15	A	82			
欠 損 金	16	A	87			
	17	A	93			
外 国	18	B	100			
その他の所得計算	19	B	104			
	20	A	109			
	21	B	116			
税 額 計 算	22	B	121			
申 告 納 付 等	23	B	128			
組 織 再 編	24	A	133			
	25	C	140			
通 算 制 度	26	A	150			
	27	A	154			
グループ法人税制	28	A	158			
	29	A	162			
公益法人税制	30	A	171			

応用理論問題

問題 1 A ランク

問 1

次に掲げる法人に係る納税義務の有無及び課税所得等の範囲について、それぞれの法人ごとに根拠規定に触れつつ簡潔に説明しなさい。ただし、退職年金等積立金の課税に関する規定、法人課税信託に関する規定については触れる必要はない。

- (1) 商品販売を主たる事業とする会社法に規定する内国法人甲株式会社
- (2) 消費生活協同組合法に規定する乙消費生活協同組合
- (3) 収益事業を行う私立学校法に規定する丙学校法人
- (4) 地方自治法に規定する丁地方公共団体

問 2

問 1 (1)～(3)の法人の納税地を簡潔に説明しなさい。

なお、納税地の指定及び納税地指定の取消しがあった場合又は納税地の異動があった場合について触れる必要はない。

問 1

(1)について

(2)について

(3)について

(4)について

問 2

||||||| 解 答 |||||

問 1

(1)について

(1) 納税義務の有無
株式会社は、内国法人である普通法人に該当するため、法人税を納める義務がある。
(2) 課税所得等の範囲
内国法人である普通法人の各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(2)について

(1) 納税義務の有無
消費生活協同組合は、内国法人である協同組合等に該当するため、法人税を納める義務がある。
(2) 課税所得等の範囲
内国法人である協同組合等の各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(3)について

(1) 納税義務の有無
学校法人は、内国法人である公益法人等に該当し、かつ、収益事業を行っているため、法人税を納める義務がある。
(2) 課税所得等の範囲
内国法人である公益法人等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(4)について

(1) 納税義務の有無
地方公共団体は、内国法人である公共法人に該当するため、法人税を納める義務はない。
(2) 課税所得等の範囲
なし。

問 2

内国法人の納税地は本店又は主たる事務所の所在地とする。

(1) 問われている内容

(2) 解答へのアプローチ

法人の種類	納税義務の有無		課税所得
公 共 法 人	――		――
公 益 法 人 等	非収益事業	――	――
	収 益 事 業	納税義務あり	各事業年度の所得
人格のない社団等	非収益事業	――	――
	収 益 事 業	納税義務あり	各事業年度の所得
普 通 法 人	納税義務あり		各事業年度の所得
協 同 組 合 等	納税義務あり		各事業年度の所得

なお、解答用紙が限られているためその枠内で規定をすべて書き出すのではなく、具体的な問題に対する解答として該当する規定を抽出して解答例を作成している。

問題2 Aランク

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は以前より資金繰りが悪化していたため、令和9年11月30日に開催した株主総会の特別決議により同日をもって解散することとなった。この事実に伴い、12月1日から11月30日の期間を一清算事務年度（解散以前は3月末日を決算日とする一年決算法人であった。）として清算手続を開始している。解散以後の主な清算手続は以下のとおりである。

令和9年11月30日	株主総会での解散決議
令和10年12月25日	清算事務年度に係る定時株主総会の開催
令和11年2月19日	残余財産の確定
令和11年2月27日	甲社株主に対する残余財産の最後の分配
令和11年3月2日	清算終了登記

以上の事実関係をもとに各設問に答えなさい。

なお、国税通則法第10条《期間の計算及び期限の特例》は考慮する必要はない。

〔設問1〕

法人税法に規定されている事業年度の特例について答えなさい。

ただし、通算制度に関する規定、公益法人等又は人格のない社団等に関する規定及び外国法人に関する規定については触れる必要はない。

〔設問2〕

〔設問1〕に基づき、甲社の令和9年4月1日以降に開始する事業年度を、開始時期が古い順に答えなさい。

〔設問3〕

法人税法に規定されている前年度実績による中間申告及び確定申告について答えなさい。

ただし、通算制度に関する規定、申告による納付、中間申告書の提出がない場合の特例、災害に関する規定、還付の規定、提出期限の特例及び電子申告については触れる必要はない。

〔設問4〕

〔設問2〕で解答した①から③の期間に係る申告書で提出すべきものはどのようなものがあるか列挙するとともに、その申告書の提出期限を答えなさい。

〔設問 1〕

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a solid vertical line on the left side, creating a margin. The top edge of the paper has a slightly irregular, deckled appearance.

〔設問 2〕

①		から		まで
②		から		まで
③		から		まで

〔設問 3〕

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be a standard notebook or worksheet page.

(〔設問 3〕の続き)

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard sheet of stationery.

〔設問 4〕

	【申告書】	【期 日】	
①		を	までに提出する。
		を	までに提出する。
②		を	までに提出する。
		を	までに提出する。
③		を	までに提出する。
		を	までに提出する。

〔設問 1〕

その継続の日の前日

